

重要事項確認書(樹木型合葬式墓所)R5年度追加募集用

<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項	利用案内
<input type="checkbox"/>	・埋蔵できるのは、人のご遺骨のみです。ペットなどのご遺骨は埋蔵できません。	条例・規則
<input type="checkbox"/>	1つの申請につき、 申請者本人を含め3親等3体まで 申請できます。	P1
<input type="checkbox"/>	・使用料は、ご遺骨1体につき市内居住者15万円、市外居住者20万円です。	P1
<input type="checkbox"/>	・申請者の住所は住民票の住所としてください。	P3
<input type="checkbox"/>	・申請者＝使用者です。申請後の申請者の変更はできません。使用者の死亡による承継以外の権利移転や転貸はできません。	P3
<input type="checkbox"/>	・申請後に、資格要件から外れていたこと(使用者と埋蔵予定者が3親等以内でなかった等)が判明した場合は、無効になります。	P3
<input type="checkbox"/>	・芝生墓所と樹木型合葬式墓所の両方の使用者となることはできません。	P3
<input type="checkbox"/>	・埋蔵するご遺骨(生前予約を含む)の氏名を変更することはできません。	P3
<input type="checkbox"/>	・同一のご遺骨(生前予約を含む)について、2通以上の重複申請があった場合は、全て無効になります。	P3
<input type="checkbox"/>	・納骨する位置は決められません。なお、1つの申請書に記載された方(3親等3体まで)は、同じ位置に納骨します。	P3
<input type="checkbox"/>	・ご遺骨の埋蔵は管理者が行い、完了通知をいたします。 埋蔵の立会はできません 。埋蔵通知到着後、僧侶などによる儀式・供養は自由です。	P6
<input type="checkbox"/>	・すでに埋蔵されたご遺骨は、返還できません。 申請の際には、ご親族とともに十分ご検討ください。	P6
<input type="checkbox"/>	・埋蔵する際には、手数料(10,000円+消費税)や骨袋代などが必要です(令和5年現在)。	P6
<input type="checkbox"/>	・不正な手段で使用許可を受けたときや使用料を指定期限までに納付しない時は、使用の許可を取り消すことがあります。	P7
<input type="checkbox"/>	・納付された使用料は、例え使用開始前、埋蔵前であっても、原則還付しません。十分検討の上、申し込んでください。	P7
<input type="checkbox"/>	・提出書類に不備はありません。	記載確認
以上の確認(全てに☑)のほか、「利用のご案内」及び法令に従い、申請します。		
令和 年 月 日 申請者氏名		